

2019年10月25日

各位

株式会社 北陸銀行

生命保険商品の取り扱い開始について

北陸銀行（頭取 庵 栄伸）は、2019年10月28日（月）より、生命保険4商品の取り扱いを開始します。

当行は最も身近な金融機関として、お客さまの様々なライフスタイルにお応えする保険商品のラインナップを揃え、豊かな暮らしづくりのサポートをしてまいります。

記

1. 新規取り扱いの生命保険商品について

商品名	引受保険会社	商品概要
あしたも充実	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 死亡保障と解約返戻金を抑えることで、満期に年金原資が大きく増える平準払の定額年金保険。 所定の条件のもと「あしたも充実」の保険料に「やさしさ、つなぐ」の生存給付金を充当できる。
米国ドル建終身保険PG	プルデンシャルジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 全期間固定利率で増やす平準払終身保険。 死亡保険金や介護保険金を、生涯にわたって確保できる。
F i n e S a v e	オリックス生命保険株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 掛け捨てで保険料を払い込み、死亡・高度障害保険金を備える定期保険。 保険期間と保険金額をニーズに合わせて選べる。 ※ドリームセンター・ウェルスマネジメントセンター専用商品としての採用。
メディフィット Plus	メディケア生命保険株式会社	<ul style="list-style-type: none"> がんをはじめとする特定8疾病または特定3疾病にまとまった一時金で備える保険。 ※ドリームセンター・ウェルスマネジメントセンター専用商品の全店展開化。

・詳しくは「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）兼商品パンフレット」等をご覧ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

北陸銀行 リテール推進部 金融商品推進 G
 TEL (076)423-7111

保険商品に関する留意点

●保険商品は預金ではありません。また元本の保証はありません(預金保険の対象ではありません)。
●当行は保険の募集代理店です。保険の引受は行っておりません(当行はお客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行います)。ご契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。●引受保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保護措置が図られますが、一時払保険料の最低保証金額、死亡保険金額、積立金額、解約返戻金および将来の年金額等が削減されることがあります。●当行が募集する個人年金保険・終身保険は、商品により、契約時費用ならびに解約時の解約控除が必要となり、据置期間中は保険関係費用、資産運用関係費用、運用成果確保時費用、年金管理費、外国為替手数料などの手数料がかかる場合がありますが、ご負担いただく手数料の項目、手数料率、計算方法等は各商品によって異なりますので、一律の算出方法を表示することはできません。●変額個人年金保険・変額保険は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減に繋がるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額、解約返戻金は既払保険料を下回ることがあり、損失を生ずるおそれがあります。●外貨建ての保険では、為替レートの変動により、お受取になる円換算後の保険金額がご契約時における円換算後の保険金額を下回ることや、お受取になる円換算後の保険金既払保険料を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。●保険商品によっては、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金が既払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります(具体的には中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金は減少し、逆に、下落した場合には増加することがあります)。●個人年金保険・終身保険を中途解約した場合には、運用実績・市場価格調整・契約初期費用・解約控除等により、解約返戻金は払込保険料を下回ることがあります。●当行では取扱中の保険商品はクーリング・オフ制度の対象となります。●保険契約にご加入いただくか否かが、当行の他のお取引に影響を及ぼすことはありません。●保険業法の規定により、お客さまのお勤め先によっては、保険商品をお申し込みいただけない場合があります。●保険料を借入金で調達した場合、運用実績等によっては解約返戻金が借入元利金を下回り、借入元利金を返済する事が困難になる事があります。よって、一時払保険料に充当するための借入を前提としたお申し込みはお取り扱いできません。●ご検討にあたっては、専用のパンフレットや「ご契約のしおり・約款」「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「(変額年金保険の場合はこれに加えて「特別勘定のしおり」)」を契約前に必ずお読みいただき、十分内容をご確認願います。●商品のご検討にあたっては、販売資格を持つ当行の募集人にご相談ください。詳しくは窓口までお問い合わせください。